

一般社団法人言語文化教育研究学会 理事会細則

第1章 総則

(本細則の目的)

第1条 本細則は、一般社団法人言語文化教育研究学会（以下「本会」）の定款に基づき、本会の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 理事会は、定款または法令に定めるもののほか、次に掲げる各号を行う。

- (1) 本会の年間事業及びこれに伴う収支予算案を策定すること。
- (2) 本会の事業および予算を執行すること。
- (3) 本会の重要事項について審議し、決定すること。
- (4) 事務局を本会会員から構成し、本会の事業遂行に必要な諸般の職務をこれに委任すること。

※事務局に関しては、別に細則を設ける。

第2章 理事会の開催及び招集

(理事会の開催)

第3条 理事会は、本会定款第27・28・29・30・31条に従って開催する。

2 定例理事会を、事業年度ごとに5回、開催する。

(招集の請求)

第4条 招集の請求は、会議の目的を記載した書面または電磁的記録によるものとする。

(招集者)

第5条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第6条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面または電磁的記録により、開催日の1週間前までに、各理事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定に係わらず、理事会は、理事全員の同意又は監事からの要請があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(定員数)

第 7 条 理事会は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(理事会の議長)

第 8 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第 9 条 理事会の決議は、出席構成員（議長を除く）の 3 分の 2 以上の同意がなければ行うことができない。

(決議の省略)

第 10 条 理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会議決があつたものとみなす。

(関係者の出席)

第 11 条 理事会は、必要に応じて審議及び報告事項に關係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見または報告を聴取することができる。

(議事録)

第 12 条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。（議事録の配付）

第 13 条 議長は、欠席した理事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第 3 章 細則の改廃

第 14 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1 この細則は、2023 年 11 月 25 日から施行する。

作成 2023 年 11 月 20 日

制定 2023 年 11 月 22 日